

平成26年度 幕別町住宅用太陽光発電システム導入補助金 予約申請要領

幕別町では、環境保全と地球温暖化の防止のため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」といいます。）の普及を図ることを目的に、発電システムを新たに設置する方に対して、費用の一部を補助します。

発電システムとは、住宅又は店舗等を兼用する住宅（以下「住宅等」といいます。）に設置する、太陽光により発電した電気を利用する一連の設備です。

お申し込みされた方の中から、補助予定者を決定しますので、以下の補助対象となる要件を参照されて、別紙「平成26年度幕別町住宅用太陽光発電システム導入補助金予約申請書」によりお申し込みください。

1 補助件数

70件

2 予約申請受付期間 平成26年4月14日（月）～12月30日（火）

※先着順に決定します。なお予約申請期間内であっても補助件数に達した時点で受付を終了し、その後は補欠者として登録し、補助決定者からの辞退届があった場合等補助件数に満たなくなった場合にご連絡させていただきます。

3 「平成26年度幕別町住宅用太陽光発電システム導入補助金予約申請書」の提出先

次のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・ 幕別町役場町民課環境衛生係（役場1階）
- ・ 忠類総合支所地域振興課
- ・ 札内支所
- ・ 糠内出張所

4 補助対象となる要件

（1）補助の対象となる方（次のいずれにも該当する方が対象となります）

- ① 町内に住所を有する方（補助事業実績報告書提出時までに町内に住所を有する予定の方を含む）で、自ら居住する住宅等に発電システムを設置する方。
ただし、借地、借家等に居住している方が設置する場合は、当該所有者の承諾を得ていることが必要となります。
- ② 補助金交付決定後に設置工事を着工できる方で、平成27年2月27日（金）までに発電システムの設置工事等を完了し補助事業実績報告書を提出できること。
- ③ お申し込みされる方ご本人及びお申し込みされる方の同居の家族が町税を滞納していないこ

と。(他の市町村にお住まいの方は、お住まいの市町村の税金を滞納していないこと。)

- ④ 発電システムの設置後、その翌年から起算して3年を経過することとなるまで、その利用状況等について町長に報告することができる方。

※農業者の方で、野立て方式で太陽光発電システムの設置を検討されている場合は、事前に農業委員会に設置可能な場所かどうかの確認をお願いします。(設置場所によっては別途手続きが必要な場合があります。)

(2) 補助対象の設備

- ① 未使用の設備。(中古品は対象外)
② 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電力受給契約を締結する設備。

5 補助金の額

発電システムの出力値3 kWまでの部分に1 kW当たり4万円、3 kWを超える部分に1 kW当たり3万円で計算した額。15万円を限度とします。

※詳しくお知りになりたい方は、下記へご連絡ください。

(連絡先)

幕別町民生部町民課環境衛生係

電 話 0155-54-6601